

経営者の退職金は？

経営者の退職金も**非常に優遇された安い税率**で課税（所得税・住民税）されます。また、会社が支出した退職金は、**妥当な金額である限り損金処理**が認められます。ですから経営者にとって、**ハッピーリタイアメント**を実現して勇退後の生活を豊かに過ごすためには、**役員退職金を上手に活用できるかどうか**が最大のポイントといえます。

絶対に自助努力が必要

誰にとっても退職金（退職所得）は、国から受けられる一生に一度の大きなプレゼントといえるものです。

にもかかわらず、**中小企業の経営者**だけは、自分で退職金を準備しなければならないため、なかなかこの特典を活かすことができません。

区分		退職金	自助努力
大企業	経営者	規定どおり受給できる	不要
	従業員	規定どおり受給できる	不要
中小企業	経営者	自分で準備しなければならない	絶対に必要
	従業員	規定どおり受給できる	不要
公務員		規定どおり受給できる	不要
個人事業主		受給できない	-

自分で貯めないで絶対ダメ！！

役員退職金の計算方式

役員退職金の金額を設定する基準にはいくつか種類がありますが、以下はその**代表的な2方式**です。退職金は妥当な範囲での**損金処理**が認められていますが、支給後に**税務トラブル**を起こさないためには、あらかじめ**退職金の支給規定を整備**しておくことが重要です。

【報酬×在任年数】方式

計算式	役員報酬月額 × 在任年数 × 功績倍率
計算例	役員報酬月額100万円、在任年数30年の社長の場合： 100万円 × 30年 × 3.0倍 = 9,000万円

功績倍率 (例)
会長・社長 = 3.0倍
専務 = 2.0倍
常務 = 1.5倍
取締役 = 1.0倍

役員報酬月額：最終の役員報酬額(退任時の金額)、在任中の平均額、在任中の最高額といった考え方があり、どのように定義するかで退職金額が大きく変わります。

功績倍率：最高倍率を3倍程度に設定している会社が多いようです。

【在任年数×定額】方式

計算式	役員在任年数 × 役位別定額
計算例	1年あたり退職金額400万円、在任年数30年の社長の場合： 400万円 × 30年 = 12,000万円

1年あたり退職金額 (例)
会長・社長 = 400万円
専務 = 300万円
常務 = 200万円
取締役 = 100万円

死亡退職金・弔慰金の特典

勇退時の退職金だけでなく、万一の場合の**死亡退職金**や**弔慰金**にも**税制の特典**があります。

死亡退職金

【500万円×法定相続人数】の金額までは非課税です。（残額は相続税の課税対象）

弔慰金

業務上の死亡の場合は【報酬月額の36ヶ月分】、
業務外の死亡の場合は【報酬月額の6ヶ月分】の金額までは非課税です。